

○大樹町自主防災組織育成推進要綱

大樹町自主防災組織育成推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び大樹町地域防災計画の趣旨に基づき、自主防災組織の育成を推進することに關し必要な事項を定めることにより、住民の「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念を育て、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 地震、火災、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被害を防止、軽減し、又は予防するため、地域住民が自主的に結成し、運営する組織

(2) 住民組織

ア 地域住民が組織する単位町内会

イ 町内会未加入世帯にあっては町長が適当と認めるもの

(3) 関係機関 町総務課及びとかち広域消防事務組合大樹消防署

(自主防災組織の基準)

第3条 自主防災組織の基準は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 住民組織を単位として結成された組織

イ 住民組織であって、その活動区域の地形、面積、構成世帯の規模、形態等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るため、当該住民組織の意思により、地域を分割し、又は統合して結成されたもの

(2) 別表に例示する組織編成、役割分担、事業計画に基づいて活動する組織であること。

(育成の方針)

第4条 関係機関は、自主防災組織の育成に当たっては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

(結成の指導)

第5条 関係機関は、住民組織との交流の機会をとらえて、地域における防災意識の高揚を図り、自主的に自主防災組織を結成するよう指導するものとする。

(結成の届出)

第6条 住民組織は、自主防災組織を結成したときは、自主防災組織結成（変更）届出書（様式第1号）に設置に関する規約等の写し、役員名簿及び組織図、事業計画を添えて、町長に提出しなければならない。

(活動等の指導)

第7条 関係機関は、自主防災組織の活動について、その実効性を期するため、活動を自発的かつ計画的に行うよう働きかけるとともに、組織の活性化を図るよう指導するものとする。

(訓練の実施)

第8条 自主防災組織は、自らの地域における防災訓練等を計画的に実施するとともに、町が主催し、又は共催する総合防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の活動能力の向上を図るものとする。

(変更の届出)

第9条 自主防災組織は、第6条の規定により、町長に届け出た内容等に変更が生じたときは、大樹町自主防災組織結成（変更）届出書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(委任等)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第6条、第9条関係）

年　月　日

大樹町長　様

（自主防災組織の名所）

代表者

（電話番号　—　）

自主防災組織結成（変更）届出書

下記のとおり、自主防災組織を設立（変更）したので届け出ます。

自主防災組織の名称	
設立年月日	年　月　日
加入世帯数	世帯
本部設置場所	
関係機関との 緊急連絡先	氏名
	電話番号
添付書類	①規約 ②防災計画 ③組織図 ④役員名簿 ⑤事業計画

この届出書の内容については、自主防災組織と大樹町、消防との連携を図るため、とかち広域消防事務組合大樹消防署へ情報提供することに同意します。

別表 1 (第3条関係)

組織編成、役割分担（例）

年 月 日現在

役職	氏名	住所	電話番号	備考
会長				
副会長				
班長	情報班			
	消火班			
	避難誘導班			
	救出救護班			
	給食給水班			
会計				
監事				
顧問				
専門員				

別表2（第3条関係）

事業計画（例）

実施時期	活動内容	備考
4月	自主防災組織設立総会	
4月	緊急連絡名簿の作成	災害時要援護者名簿の把握や名簿作成を同時に行うと効果的
5月	防災講習会（第1回）の開催	
5月	危険箇所の見回り、防災資機材の点検	
9月	防災訓練の開催	台風シーズン前 防災の日（9/1）
1月	防災講習会（第2回）の開催	
隨時	防災広報（回覧板や掲示板による広報）	町内会が独自に作成した防災だより、提供啓発資料、町ホームページ資料等の回覧、掲示
随时	防災啓発物の配布	//